

例2 国有林からの出材の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇 〇（販売先） 殿

〇 〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。

記

1. 出材元の森林管理署名
2. 物件（森林）所在地（林班名など）
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

（2）原料輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上

10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下

100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 森林管理署等と〇〇素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。

※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250km以下、 350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば「 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km

単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。